

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	豊田合成株式会社		コード	7282
提出日	2026/5/22	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	和田 節	社外取締役	○											△						
2	古川 雅典	社外取締役	○																○	
3	前田 茂樹	社外取締役	○											△						
4	粟生 万琴	社外取締役	○											○						
5	加古 慈	社外監査役																		
6	桑山 斉	社外監査役	○																○	
7	横井 正彦	社外監査役	○																○	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	和田節氏はサンケン電気株式会社の業務執行者（取締役会長）を務めておりましたが、2022年6月に退任し4年が経過しております。当社は同社と取引関係がありますが、取引額は当社および同社それぞれの連結売上高の0.1%未満です。	長年にわたりものづくり企業の経営に携わってきた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する監督および助言を行っていただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2		多治見市議、岐阜県議、多治見市長として、合計9期36年間にわたり地方自治や市政運営に携わってきた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する監督および助言を行っていただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	前田茂樹氏について、当社は同氏との間で、独立した立場から経営全般への助言等を得るための非常勤のアドバイザー契約を2023年に締結しましたが、当該契約は、2024年6月14日開催の第101回定時株主総会において同氏の選任が承認されたことをもって、終了しております。なお、当該契約に基づき当社が支払った報酬額は年額700万円未満です。また、同氏は独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の業務執行者（理事）を務めておりましたが、2019年7月に退任し6年が経過しております。当社は同法人の会員制情報提供サービスに加入しておりますが、その取引額は年額15万円未満です。	長年にわたる海外勤務・国際関連業務の経験や行政官庁・経済界等との幅広いネットワークを基盤とした優れた国際感覚に加え、理事（役員）としてJETRO全体の組織運営・マネジメントに携わっていた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する監督および助言を行っていただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	粟生万琴氏について、当社は同氏が業務執行者（代表取締役CEO）である株式会社LEOとの間で、アップサイクルへの取り組みに関する助言等を得るためのコンサルティング契約を2021年に締結しておりますが、その報酬額は年額1,000万円未満です。なお、同氏は株式会社パソナテックの業務執行者（取締役）を務めておりましたが、2018年12月に退任し7年が経過しております（同社は企業再編により現在は株式会社パソナとなっております）。現在、当社は同社と取引関係がありますが、取引額は当社の連結売上高の0.1%未満、同社の売上高の0.1%未満です。	先端ITビジネスの起業家・経営者としての経験に加え、新規事業の創出、DX、ダイバーシティ推進等の企業支援を通じて、広く人材育成に携わってきた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する監督および助言を行っていただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5		
6		弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映いただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
7		経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映いただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

-
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。